

## 山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金業務実施細則

### (趣旨)

第1条 県が行う山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する業務については、山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金交付要綱(平成26年5月16日施行、以下「要綱」という。)の規定によるほか、この業務実施細則の定めるところによる。

### (用語)

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例、及び次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「増設」とは、燃料電池自動車用水素供給設備に係わる水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー及びディスペンサー等からなる系統の追加を行うものをいう。
- 二 「改造」とは、燃料電池自動車用水素供給設備に係わる設備の設備形態の変更(水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー、ディスペンサー等)に伴う工事をいう。

### (補助金の交付申請書)

第3条 要綱第5条に規定する補助金交付の申請は、申請書正副各1通を郵送、又は持参することにより行う。

- 2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社の調達分(工事等を含む。)がある場合、別表細1に定める方法により利益等を排除して交付申請すること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 申請者は、交付決定後に水素供給設備の入札、契約及び着工を行うことができる。
- 4 要綱第5条に規定する必要関係書類は、要綱様式第1に掲げるものの他、別表細2に掲げるものとする。
- 5 知事は、申請書類等に不備が見つかった場合、訂正・差し替え等を申請者に指示する。なお、申請書等の受付から3週間以内に、訂正・差し替え等が済んで「受領」できる状態にならない場合には、その申請は無効となる。

### (計画変更の承認等)

第4条 要綱第8条第1項第2号に規定する内容の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 水素供給設備関係
  - (2) 設備を設置する事業所
  - (3) 補助対象設備
  - (4) 設備工事着工・完了予定日の大幅な変更
- 2 申請者は、下記の変更があったときは速やかに変更届出書(様式細2)を提出するものとする。
- (1) 申請者の住所、名称、代表者氏名、登録印
  - (2) 補助金振込先
- 3 知事は、要綱第8条第2項の規定に基づき条件を付す場合において、計画変更に伴い費用が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わないものとする。
- 4 交付決定前に要綱第8条第1項に掲げる事項に変更がある場合は、速やかに補助金申請済内容の変更届(様式細6)を提出するものとする。

### (実績報告書等)

第5条 要綱第13条に規定する添付書類の詳細は、別表細3に掲げるとおりとする。

- 2 補助事業の完了とは当該補助事業に係わる補助事業者の補助対象経費全額の支払完了をもつ

て完了とする。要綱第 8 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。

- 3 金融機関の振込証の場合は、補助対象設備（工事費・諸経費を含む）に対するものが他のものから分離して振り込まれ、且つ銀行の出納印を受けたもの、ATM から出力されるもの、または総合振込精査表（振込の明細を示すこと）に限り、領収書に代えることができる。
- 4 振込手数料を差し引いて支払った場合は、その分を補助金の額から減額すること。また、振込額は請求書の金額と一致すること。
- 5 銀行の出納印を押印した支出命令書を、領収書に代えることはできない。
- 6 請求書には、別途請求明細書を添付すること。

#### （補助金の返還）

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、要綱第 15 条第 4 項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

#### （財産処分の制限等）

第 7 条 要綱第 17 条第 2 項に規定する耐用年数の起算日は検収年月日とし、耐用年数は別表細 4 のとおりとする。

- 2 知事は、要綱第 17 条第 2 項に規定する山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金に係る財産処分承認申請書の提出があった場合、以下の事由による場合は、補助金の返納を求めない。
  - (1) 天災などにより使用不能となり抹消処分した場合
  - (2) 自己に過失のない事故等の事由により使用不能となり抹消処分した場合
  - (3) その他、知事が別に定める場合
- 3 補助金の交付を受けた者は、要綱第 17 条第 2 項に規定する申請後、知事から承認を受け、補助金返納を求められたとき、補助金の返納額は、譲渡額及び減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、補助金交付額等を勘案して算出された額とする。

#### 附 則

この業務実施細則は、平成 26 年 5 月 16 日より適用する。

#### 附 則

この業務実施細則は、平成 28 年 2 月 10 日より適用する。

(別表細 1)

補助事業における利益等排除
<p>1. 利益等排除の対象となる調達先 (注 1)</p> <p>補助事業者が以下(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合 (他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。) は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p> <p>(1) 補助事業者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社 (上記(2)を除く)</p>
<p>2. 利益等排除の方法</p> <p>(1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。</p> <p>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引原価が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告 (単独の損益計算書) における売上高に対する売上総利益の割合 (以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。) をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>(3) 補助事業者の関係会社 (上記(2)を除く) からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告 (単独の損益計算書) における売上高に対する売上総利益の割合 (以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。) をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。</p> <p>なお、(2)及び(3)が当該会社を含む 3 社以上の一般競争入札及び指名競争入札の結果、最低価格であった場合にはこの限りではない。</p>

(注 1) 調達先とは、水素供給設備の設置においては、工事請負業者、工事施工業者または設備製造業者を指す。

(別表細2)

	手続	要綱、細則	書式名称
水素 供給設備	交付 申請	要綱第5条 業務実施細則 第3条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）</li> <li>・個人事業者の場合：直近の確定申告書B又は開設証明の写し</li> <li>・国税（消費税、法人税）及び法人県民税（県内に営業所を有する場合）に係る納税証明書</li> </ul>
			「水素供給設備整備事業費補助金」交付規程第6条第1項の規定に基づき申請し、受領印が押印された交付申請書類一式（写し）
			一般社団法人次世代自動車振興センターが「水素供給設備整備事業費補助金」交付規程第7条第2項の規定に基づき通知した交付決定通知書（写し）
用地賃借	交付 申請	要綱第5条 業務実施細則 第3条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）</li> <li>・個人事業者の場合：直近の確定申告書B又は開設証明の写し</li> <li>・国税（消費税、法人税）及び法人県民税（県内に営業所を有する場合）に係る納税証明書</li> <li>・暴力団等で無いことを誓約する書類</li> </ul>
			・申請する施設の運営計画書
			・申請する施設の計画図面
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始を証する書類 既に本補助金の交付決定を受けている用地については不要</li> </ul>

(別表細3)

	手続	要綱、細則	書式番号等	書式名称
水素供給設備	実績報告	要綱第13条 業務実施細則 第5条第1項		請求書(写し)
				請求明細書(写し)
				用地賃貸借契約書(写し)
				領収書(写し)
				領収書が出ない場合 (金融機関発行の振込証)(写し)
				設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証(写し)
			様式細1	入札等の報告書
			様式第11	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表
			様式細5	補助対象設備明細書(確定)
			様式細3	補助対象設備・取得財産等明細表対照表
			様式細4	補助対象設備共通費按分表
				取得した設備の写真
				完成図書
				工程表
	一般社団法人次世代自動車振興センターが発行した確定通知書(写し)			
	その他			
用地賃借	実績報告	要綱第13条 業務実施細則 第5条第1項		用地賃貸借契約書(写し)
				領収書(写し)
				領収書が出ない場合 (金融機関発行の振込証)(写し)
			様式細5	補助対象設備明細書(確定)
			様式細7	施設の運用状況の報告書
	その他			

(別表細4)

減価償却資産としての水素供給設備の耐用年数

保管書類	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第11)		
	水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8年
	工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管/排水配管工事に関する負担金電気の供給設備に関する工事費負担金[無形固定資産で全額償却(定額)]	15年
処分の制限	<p>取得財産等のうち取得価格が50万円を超えるものについては、処分制限期間内は処分(目的外使用、売却、移設、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供することをいう。)することができない。</p> <p>ただし、あらかじめ「山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金に係る財産処分申請書(様式第12)」を知事に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。</p> <p>処分に当たっては、補助金の返納義務が生じることがあるので速やかに知事に報告すること。</p>		

備考

上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間によるものとする。